

「道路パトロール業務その2」の概要・留意事項

1 「道路パトロール業務その2」の概要（詳細は仕様書等をご確認ください。）

道路パトロール業務その2は、東区、南区、安佐北区及び安芸区内一円において、①定期パトロール（道路損傷の発見及び応急措置）、②街路灯パトロール（点滅不良等の街路灯の発見）及び③休日・夜間時緊急パトロール（休日・夜間時における道路不全に対する危険回避措置等）を実施するものです。

2 入札参加資格について（詳細は入札説明書の5をご確認ください。）

- (1) 入札参加資格登録については、「令和8・9・10年」の「30-09 道路・公園等の維持管理」に登録されている必要がある点にご留意ください。
- (2) 入札参加資格のうち、「広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。」については、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写しを入札参加資格確認申請書に添付していただく必要がありますのでご留意ください。
- (3) (2)と同様に、「本市若しくは他の政令指定都市が発注する道路パトロール業務又は各区の舗装その他補修工事（単価契約）で、その履行期間が過去5年（令和2年度から令和6年度まで）の間に1年以上属するものの契約実績があること。」についても、これを証する「契約書」の写しを入札参加資格確認申請書に添付していただく必要がありますのでご留意ください。

3 入札金額・契約金額について（入札説明書の8）

- (1) 入札は、①定期パトロール及び②街路灯パトロールの2年間（令和8・9年度）の総価で行います。入札金額は、消費税法上の課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、①定期パトロール及び②街路灯パトロールの契約希望金額（2年間の総価）の110分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 契約金額等

ア ①定期パトロール及び②街路灯パトロールは、落札者の入札金額に、当該入札金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数切捨て）により契約します。

イ ③休日・夜間時緊急パトロールは、次の算式により算出した出動1回当たりの単価（小数第2位未満の端数切捨て）により契約します。当該単価は、「落札者の入札金額（総価）」の「本市の設計内訳額（総価）」に対する割合に応じて変動・決定する点にご留意ください。

$$\text{③休日・夜間時緊急パトロールの契約単価} = \frac{\text{本市の設計内訳額（③休日・夜間時緊急パトロールの出動1回当たり単価）}}{\text{本市の設計内訳額（①定期パトロール及び②街路灯パトロールの総価）}} \times \frac{\text{落札者の入札金額（①定期パトロール及び②街路灯パトロールの総価）}}{\text{本市の設計内訳額（①定期パトロール及び②街路灯パトロールの総価）}} \times 1.10$$

ウ 令和6・7年度における③休日・夜間時緊急パトロールの出動1回当たりの契約単価実績は「10,748円69銭」でした。

エ ③休日・夜間時緊急パトロールの出動1回当たりの所要時間は、令和6・7年度分については「1時間25分程度」と見込んでいましたが、令和8・9年度分については、近時の実績等に基づき「1時間32分程度」に見直していますので、この点にもご留意ください。

オ 令和7年度の③休日・夜間時緊急パトロールの出動回数（見込み）は、610回程度となっています。なお、出動回数のカウント方法については、仕様書の9(2)をご確認ください。

4 契約保証金について（詳細は入札説明書の16(3)をご確認ください。）

契約保証金は、各年度の支払予定額のうちの最高額の100分の10以上が必要です。ただし、履行保証保険を締結された場合や一定の履行実績がある場合には免除される場合があります。

なお、免除の対象となる履行実績は、登録種目「30-09 道路・公園等の維持管理」（入札説明書5(2)参照）と同名・同種の種別の委託契約の履行実績に限られる点にご留意ください。

5 道路パトロールカーについて（詳細は仕様書の4、5、6、12等をご確認ください。）

- (1) 道路パトロールカー（本市がリース会社から借り受けたリース物件。2台。）を無償で貸与しますので、マグネットシートで受注者名を掲示の上、委託業務の実施のために使用してください。
- (2) 委託業務（とりわけ㊦休日・夜間時緊急パトロール）を適切に実施するため、道路パトロールカーの保管場所を履行場所（東区、南区、安佐北区及び安芸区内一円）の区域内の適切な場所に確保し、車庫証明を取得してください（取得手続については、警察署に相談してください）。なお、車庫証明は、使用の本拠の位置（受注者の本店、支店、営業所等）との間の距離が2キロメートルを超えないことが必要ですので注意してください。
- (3) (2)の車庫証明の取得にめどがたった後、発注者において、広島県公安委員会に対し、道路維持作業用自動車の指定申請を行います。
- (4) (3)の指定申請が受け付けられた後、自動車検査証の使用者欄等の記載を、受注者名に変更してください（変更手続については、リース会社に相談してください。）。
- (5) 法定点検費用や修繕料（受注者の責に帰すべき事由によるものを除く。）は発注者（リース会社）が負担しますが、その余の費用（燃料費、任意保険料等）は全て受注者負担です。
- (6) 任意保険への加入については、(2)～(4)のいずれの時点で加入が認められるのか、保険会社によって対応が異なる場合がありますので、事前に保険会社とよく相談し、履行開始に間に合うよう適切に処理してください。

6 その他

- (1) 委託業務の性質上、緊急対応が求められる場面も多いと予想されますので、委託業務に従事する従業員に常時携帯電話を所持させる等、確実な緊急連絡体制を敷くために必要な措置を講じてください。
- (2) 委託業務の実施に係る速報・報告の概要は次表のとおりです（詳細は仕様書の10等をご確認ください。）。

速報・報告の様式・方法		提出先	
① 月間報告書 (本書)	ア パトロール道路損傷箇所等報告集計表（区別）	区維持管理課	道路管理課
	イ 月間報告書（車両別）	区維持管理課	道路管理課
	ウ 巡回日ごとの巡回路線を明記した地図	区維持管理課	—
	エ パトロール道路損傷箇所等報告集計表（総括）	—	道路管理課
② 道路損傷箇所等連絡票	FAX送信等による速報（写し）	区維持管理課	—
	「① 月間報告書」に添付（本書）	区維持管理課	—
③ 休日・夜間時緊急パトロール業務実施報告書	FAX送信等による速報（写し）	区維持管理課	道路管理課
	「① 月間報告書」に添付（本書）	区維持管理課	道路管理課
④ 街路灯不良箇所連絡票	FAX送信等による速報（写し）	区維持管理課	—
	「① 月間報告書」に添付（本書）	区維持管理課	道路管理課